

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年6月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 40件

厚生年金保険関係 40件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800049号

## 第1 結論

請求者のA事務所における平成26年7月16日の標準賞与額を29万2,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月16日

A事務所から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事務所の事業主から提出された請求者の請求期間に係る「給料支払明細書(控)(平成26年7月分)夏期賞与」及び事業主の回答により、請求者は、同事務所から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(30万円)よりも低い標準賞与額(29万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の「給料支払明細書(控)(平成26年7月分)夏期賞与」により確認できる厚生年金保険料控除額から、29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 12 月 26 日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1700422号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第1800050号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年4月3日から同年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成2年3月1日から同年4月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年3月1日から同年4月3日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成7年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成2年12月1日から平成3年10月1日までの期間及び平成4年6月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年12月から平成3年5月までの標準報酬月額を22万円から38万円とし、同年6月から同年9月までの標準報酬月額を32万円から38万円とし、平成4年6月から同年9月までの標準報酬月額を34万円から38万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、請求者の標準報酬月額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和33年生  
住 所：

## 2 請求内容の要旨

請求期間：平成2年3月1日から平成7年3月1日まで

平成2年3月1日から平成7年2月末日まで厚生年金保険に加入して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では平成2年4月3日に資格を取得し、平成7年2月28日に資格を喪失した記録となっているので、記録を訂正してほしい。また、現在厚生年金保険の被保険者記録のある平成2年4月3日から平成7年2月28日の期間に厚生年金保険料控除額が実際の保険料よりも多く引かれている月があるため、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者に係る雇用保険の加入記録、請求者から提出された給与明細書（以下、「給与明細書」という）、源泉徴収票及び退職金に係る計算書から判断すると、請求者は、請求期間のうち平成2年3月1日から平成2年4月3日までの期間に、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成2年4月3日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求期間のうち同年3月1日から同年4月3日までの期間については適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、法人登記簿謄本により上記期間において法人の事業所であったことが確認できる上、給与明細書並びに請求者及び同僚の雇用保険の加入記録により、同社において複数の常用的使用関係の従業員を使用し、事業活動が行われていたことが確認できることから、同社は上記期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

上記期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答により22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成2年3月1日から同年4月3日までの期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から健康保険厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者に係る雇用保険の加入記録及び給与明細書から判断すると、請求者は、請求期間のう

ち平成7年2月28日から同年3月1日までの期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

上記期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）及び厚生年金保険料控除額により41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成7年2月28日から同年3月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年2月28日を請求者の資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を選付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち平成2年4月3日から平成3年1月1日までの期間、同年2月1日から平成6年11月1日までの期間及び同年12月1日から平成7年2月28日までの期間については、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が本来の報酬月額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額と同額又は高額であることが確認できる。

また、請求期間のうち平成3年1月1日から同年2月1日までの期間及び平成6年11月1日から同年12月1日までの期間については、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、請求者の報酬月額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

当該請求期間については、給与明細書により確認できる上記認定額がオンライン記録の標準報酬月額を上回らないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間のうち平成2年12月1日から平成3年10月1日までの期間及び平成4年6月1日から同年10月1日までの期間については、給与明細書により、当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超えていることが認めら

れる。

したがって、平成2年12月から平成3年9月までの期間及び平成4年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間のうち平成2年4月3日から同年12月1日までの期間、平成3年10月1日から平成4年6月1日までの期間及び同年10月1日から平成7年2月28日までの期間については、給与明細書の給与支給額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800029 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800011 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を9万6,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、9万6,000円とすることが必要である。



厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800030 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800012 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 8 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 63 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、8 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800031 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800013 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 14 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成 4 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、14 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800032 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800014 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 61 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 63 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、61 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800033 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800015 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 13 万円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、13 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800034 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800016 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 13 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、13 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800035 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800017 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 12 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、12 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800036 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800018 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 12 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、12 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800037 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800019 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 11 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、11 万 2,000 円とすることが必要である。



厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800038 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800020 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を12万9,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成3年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、12万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800039 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800021 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 11 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、11 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800040 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800022 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 8 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、8 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800041 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800023 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、12 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800042 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800024 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を56万9,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、56万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800043 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800025 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 12 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、12 万 4,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800044 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800026 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を9万1,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成元年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、9万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800045 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800027 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 11 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成 2 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日 から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、11 万 7,000 円とすることが必要である。



厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800046 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800028 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 83 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、83 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800047 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800029 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 16 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日 から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、16 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800048 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800030 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 16 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、16 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800049 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800031 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 79 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、79 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800050 号  
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800032 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 18 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、18 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800051 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800033 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 70 万 3,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 61 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、70 万 3,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800052 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800034 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 11 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、11 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800053 号  
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800035 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を11万3,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、11万3,000円とすることが必要である。



厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800054 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800036 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を9万4,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、9万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800055 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800037 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を15万4,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和61年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、15万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800056 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800038 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を61万7,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、61万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800057 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800039 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を13万3,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、13万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800058 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800040 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 13 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 63 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日 から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、13 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800059 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800041 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 15 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、15 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800063 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800042 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 11 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 63 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、11 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800064 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800043 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 16 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、16 万 7,000 円とすることが必要である。



厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800065 号  
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800044 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を17万8,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、17万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800066 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800045 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 9 万 3,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日 から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、9 万 3,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800067 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800046 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 12 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、12 万 7,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800068 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800047 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月15日の標準賞与額を16万7,000円とすることが必要である。

平成26年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月15日

A社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成26年7月15日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、16万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800069 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800048 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額を 13 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 15 日

A 社に在籍し、請求期間に支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにより、請求者は、平成 26 年 7 月 15 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 26 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る給与支給マスターにおける賞与額から、13 万 7,000 円とすることが必要である。